
株式会社ノジマ定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ノジマと称し、英文ではNojima Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭電気製品、石油器具、ガス器具、住宅設備機器の販売、付帯工事、修理及び技術指導
2. 通信機器（移動体通信機器を含む）、時計、カメラ、宝石、貴金属、精密機器、光学機器、計量機器、医療機器、コンピュータ機器、事務機器、家具、インテリア用品、寝装具、日用雑貨品、衣料品、服飾雑貨、自動車、自動車部品、自動車用品、自転車、スポーツ用品、日用大工用品、園芸用品、肥料、レコード、楽器、玩具、書籍、文房具、事務用品、健康器具、介護用品の販売、付帯工事、修理及び技術指導
3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業及び建設業法に基づく電気通信工事業
4. 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集及びその利用権の販売促進に関する代理店業務
5. デジタルプリントサービス、写真の現像、焼付け、引伸ばし、写真用品の販売
6. 前第1号から第5号に記載のものの、ITネットワークを利用した販売及び取次ぎ
7. 一般労働者派遣業
8. 商品管理代行業
9. 産業廃棄物処理業
10. 一般貨物自動車運送業、貨物利用運送事業、貨物取次事業、倉庫業及び貸倉庫業
11. 室内装飾、空調設備、電気工事の請負施工
12. 駐車場、スポーツ施設及びカラオケボックス等の娯楽施設並びにパソコン、スポーツその他趣味及び教養のための文化教室の経営並びにその賃貸
13. 飲食店、喫茶店の経営
14. 観劇券、鑑賞券、商品券、プリペイドカード等の販売その他前払支払手段の発行、販売、運営及び管理業並びに委託取次業務
15. 旅行業
16. 損害保険業、損害保険代理業務、自動車損害賠償法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務、消費者金融業
17. 家庭電気製品、事務機器、コンピュータ機器等のレンタル業
18. 家庭電気製品、コンピュータ、周辺機器及びコンピュータソフトウェアの開発、製造
19. 出版物の発行販売
20. インターネット、携帯電話を利用した音楽配信業務
21. インターネット、携帯電話を利用した電子商取引、決済処理に関する事務の受託及び代行
22. 情報提供サービス業
23. 広告、宣伝に関する企画、製作及び広告代理店業
24. 不動産の売買、賃貸、管理及びそれらの仲介並びに清掃業
25. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
26. スポーツ、文化事業等の興行及び仲介斡旋
27. 人材育成のための研修の企画、実施並びにそれらのコンサルティング教材の販売
28. 各種公共料金の収納代行
29. 清涼飲料水、健康飲料、ミネラルウォーター、食料品等の製造、販売及び輸出入
30. 貸金業（消費者金融業を含む）、信用購入あっせん業、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受け
31. 集金代行業、信用保証業、信用調査業、国際送金事業、金融商品取引業、外貨両替業務、金融商品取引に関するコンサルティング、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング、金融商品開発及

び金融商品開発に係る調査研究その他金融業務

32. 放送番組、映画、ビデオ及びその他の音声、映像、コンテンツ（利用媒体の如何を問わない）の企画、制作、製造・販売、輸出入、賃貸、放送、配信、上映、配給
33. 医療・福祉事業
34. 託児所、保育所の経営
35. 交通誘導警備
36. 小型家電のリサイクル事業
37. 企業の合併、買収及びその関連事業に関するコンサルティング
38. 投資先企業への営業支援、アドバイザリー業務及びその関連するコンサルティング業務
39. 前記各商品の卸売業並びに古物の販売
40. 前記各商品の卸売業並びに輸出入
41. 前記関連各種企業に対する経営指導及び業務委託
42. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を神奈川県相模原市に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,020,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

（単元未満株主の売渡請求）

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、執行役社長がこれを決定する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令または定款に定めるものの他、執行役社長が定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。

- 2 当会社は、感染症の拡大、天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会議長がこれを招集する。取締役会議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役が議長となる。

(株主総会資料の電子提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会議長)

第23条 当社は、取締役会の決議により、取締役会議長を定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 3 前2項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選任するものは取締役会を招集することができる。
- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、またはこれを招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会を招集するものは、必要に応じて執行役に対して取締役会の招集通知を発する。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる。
- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その社外取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定める額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 委員会

(各種委員会の設置)

第32条 当会社には、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。

(各委員会規則)

第33条 各委員会に関する事項は、法令、定款または取締役会に定めるものの他、各委員会が定める委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第34条 執行役及び代表執行役は、取締役会の決議により選任する。

(執行役の任期)

第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に招集される取締役会終結の時までとする。

(役付執行役及び権限・分掌)

第36条 取締役会は、その決議により、執行役会長1名、執行役副会長1名、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役各若干名を定めることができる。

- 2 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。

(執行役の報酬等)

第37条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。

(執行役の責任免除)

第38条 当社は、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、その執行役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されるものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その会計監査人が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第45条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- 3 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(利益配当金の除斥期間等)

第46条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(株主総会の場所に関する経過措置)

第1条 削除

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 削除

平成15年6月21日	改訂
平成16年6月19日	改訂
平成17年6月25日	改訂
平成18年6月17日	改訂
平成19年3月1日	改訂
平成19年6月23日	改訂
平成21年6月20日	改訂
平成23年6月18日	改訂
平成25年6月22日	改訂
平成26年6月18日	改訂
平成27年6月18日	改訂
平成27年7月1日	改訂
令和元年6月14日	改訂
令和4年6月17日	改訂
令和4年7月5日	改訂
令和4年10月1日	改訂
令和5年3月2日	改訂
令和5年6月16日	改訂
令和6年6月21日	改訂
令和7年6月20日	改訂
令和7年10月11日	改訂